

2025 年 2 月 マンスリーレポート

夜間・休日ワンストップ窓口への相談事例

(身元の確認が取れない仮放免許可中と思われる外国人入院患者について)

ご相談内容①:

仮放免許可中だという外国人患者が他院から脳疾患の治療のため当院へ転院してきて 1 月ほど入院している。容態も落ち着いてきたので転院前の医療機関へ戻そうとしたがその医療機関も病床に空きがないという理由で受入れてもらえない。

この患者は介助があれば自宅でも生活はできると思われるので、当初は連絡が取れていたこの患者の友人にも連絡を取ってみたが、連絡が取れなくなっていた。

当院での医療費も 100 万円を超えており、できるだけ早く退院していただきたいと考えているが、患者本人が病状により失語症状もあり、また母国語が希少言語なため翻訳アプリを利用して患者からうまく情報は聞き出すことができない。

どのようにすればよいか伺いたい。

対応内容①:

仮放免許可中であれば身元保証人がいるはずなので、手元に仮放免許可証があればそれで確認して連絡をとってみてはいかがでしょうか。

手元に仮放免許可証がないようであれば地域を管轄する出入国在留管理局で確認してみるように。

(ご相談者によると、既に近隣の出入国在留管理局へ連絡したがこの患者に関する情報はないようなことを言われたとのこと。)

ご相談者は明日、この患者が住んでいるという家に行ってみるとのことであったため、近隣の市町村役場でもこの患者に関し何らかの情報がいないか、また支援はないかも相談してみるとよいことを伝えた。

また、仮放免中の外国人の支援団体として民間団体を案内した。

なお、この患者の母国語は厚生労働省「希少言語に対応した遠隔通訳サービス」でも対応していない言語であった。

ご相談内容②:

昨日、当院の職員が患者の居宅に行ったところ家主と話をすることができた。まだ、部屋はこの患者が借りていることになっているが、家賃の滞納も続き、ガス・水道・電気も止められており、家主はこの患者の関係者である友人に部屋を明け渡すよう求めているが応じてもらえずに困っているとのこと。

当院の担当者から、この患者が退院可能なことを伝えたが、家主は戻って来られても困ると言っている。

当院から仮放免許可申請時の保証人について出入国在留管理局へも問い合わせたが、個人情報のためにも回答が得られなかった。どのようにすればよいか。

対応内容②：

当窓口から仮放免許可申請時の保証人については、地方の出張所ではなく出入国在留管理庁の「外国人在留支援センター（FRESC）」へ改めて問合わせてみるように連絡先を案内した。

FRESC＝0570-011000

また、この患者の身元確認書類についてご相談者に尋ねたところ、パスポートや仮放免許可証等、身元を証明する書類は一切手元になく、転院前の医療機関も情報は持っていなかった。

その医療機関でも 300 万円ほどが未収金となっているとのことであった。

当窓口から、意思の疎通が取れない身元不明の患者への対応について以下の厚生労働省資料を案内。

『「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」及びそれに基づく事例集』

これらによると、「個人情報の取得については、「偽りその他不正手段により個人情報を取得してはならない」（個人情報保護法第 20 条 1 項）とされているところ、意識のない患者の治療に関連して家族等を特定する目的でその所持品を確認することは「偽りその他不正の手段」とはいえないと考えられる。」とありまた「法律上は、権利の行使又は義務の履行のために住民票や戸籍の記載事項を確認する必要がある場合には、第三者が住民票・戸籍（附票含む）を請求することができる。」とも記されているので、貴院の法務担当者にも相談し、市町村役場にこの患者の情報開示を申請してみてはいかがか。

それでもなお、この患者の身元が確認できないのであれば、市区町村役場に身元不明の「行旅病人」として相談してみてはいかがか。

以上

【本事業事務局の連絡先】

日本エマージェンシーアシスタンス株式会社

担当者名 麻田・大久保

TEL 03-6757-1035 E-mail biz-d@emergency.co.jp